

第2講：博物館の歴史と定義

レポート1の集約は水曜日午後に上げます

06001 0822

1. 博物館以前

1) 収集と展示

宝物や作品を個人が収集することは考古遺物から明らかなとおり、有史以前からあった王族や貴族には個人コレクションの収集庫を持つこともあった 例) 正倉院 <https://shosoin.kunaicho.go.jp>
近代以前には資料の収集や保管を目的とした公的な機関、誰もが観覧可能な展示を目的とした施設はなかった似た機能や役割は寺社や寺院、教会などの宗教施設が担い、学問の場で集会施設でもあった
もちろん現在は宗教美術とされる絵画や塑像などの作品は鑑賞用ではなく、信仰の対象であった

2) 江戸時代博物学の進展

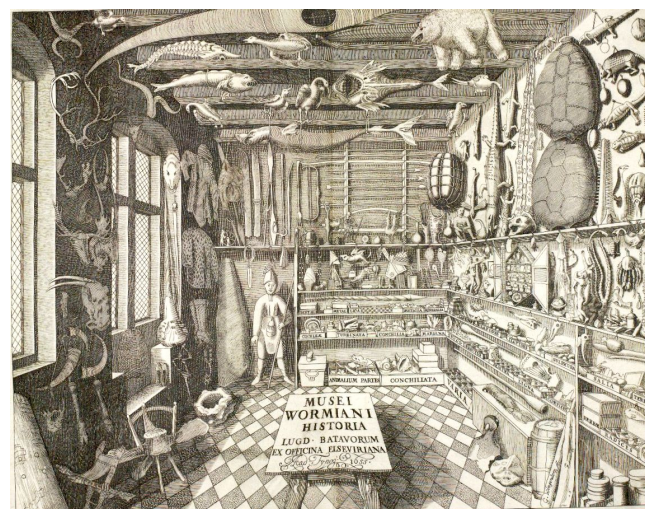
1600年頃、中国（明）で出版された『本草綱目』[ほんぞうこうもく]に刺激され、日本や江戸時代（=近世）に生物を愛[め]でたり集めたり調べる本草学が次第に盛んとなった。写実的な生物画が描かれ、図鑑が作成され、産物調査の一環として全国的な生物調査もおこなわれた。他方、実物の収集と保存は発達しなかった
国立国会図書館 電子展示会「描かれた動物・植物 江戸時代の博物誌」 <https://www.ndl.go.jp/nature/index.html>

3) ヨーロッパの個人収集物の拡大

ヨーロッパでも大航海時代（15-17世紀）となった近世に王侯貴族のあいだに世界の珍品収集が流行したそして上流階級では私的な収集室のカタログを出版するものが現れた
このような珍品収集室が現在に至る博物館の祖先形といえる



左：ナポリの薬剤師インペラートのカタログ（1599）



右：コペンハーゲンの医師ウォルムのカタログ（1655）

Wonder Bound | Crocodiles on the Ceiling | Smithsonian Institution Libraries <https://www.sil.si.edu/Exhibitions/wonderbound/crocodiles.htm>

2. イギリスの個人コレクションが近代博物館を生み出した

1) コレクションの寄贈

イギリスでは17世紀（1600年代）になると、膨大な資料を抱えた収集家のなかに公開や教育利用を条件としてコレクションを大学や国に寄贈する事例が現れる。これが現在の博物館、正確に言えば近代博物館の始まりと認識されている。イギリス最初=世界初と自認するのがアッシュモリアン博物館、コレクションを国に寄贈したこ

とに始まるのが大英博物館である

2) アッシュモリアン博物館 Ashmolean Museum <https://www.ashmolean.org>

1682 アッシュモール Elias Ashmole が公開を条件にオックスフォード大学へコレクションを寄贈

1683 アッシュモリアン博物館開館（建物は現在のオックスフォード科学史博物館 <https://hsm.ox.ac.uk>）

1800年代 自然史標本をオックスフォード大学自然史博物館、民族資料をピットリバース博物館へ移管

1908 別の建物を取得移設し、Ashmolean Museum of Art and Archeology に改名

2009 新館を増設、建物間にガラス屋根をかけるアトリウム（建物内部の中庭空間）を効果的に利用

オックスフォード大学科学史博物館 | ヨーロッパの博物館めぐり <http://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/brimsh/msh.html>

ピットリバース博物館 | ヨーロッパの博物館めぐり <http://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/briprm/prm.html>

3) 大英博物館 The British museum 1753年設立1759年開館 <https://www.britishmuseum.org> 数年前に日本語サイト閉鎖

個人の遺産が生んだ博物館 法律による保存公開、建物の資金は宝くじ

1753 ハンス・スローン Hans Sloane (1660-1753) 収集自然史資料が公開を条件に国家に寄贈

1759 初代大英博物館「モンタギュー・ハウス」開館

1823 国王の書籍が寄、図書館機能の付加、現存建物の設計開始

1857 円形閲覧室が完成、ほぼ現在の姿になる

1963 自然史部門が British Museum (Natural History) として独立（=独自の評議委員会を持つ）

1992 自然史部門が The Natural History Museum として公式に名称変更 <https://www.nhm.ac.uk>

1997 大英図書館への蔵書移転が終了、展示室の拡大

2000 グレート・コート完成

大英博物館 | ヨーロッパの博物館めぐり <http://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/britbm/tbm.html>

ロンドン自然史博物館 | ヨーロッパの博物館めぐり <http://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/brinhm/nhm.html>

3. ヨーロッパ大陸では革命が王室財産を「解放」した

1) フランス

フランス革命（1789年の）により王室コレクションを「解放」

1789 フランス革命 王室美術コレクション→革命政府の所有物

1793 ルーブル美術館（共和国博物館）開館 <https://www.louvre.fr/> 2020年から日本語サイト閉鎖

国立自然史博物館（王立植物園の内部）設立（英語） <https://www.mnhn.fr/en>

ルーブル美術館 | ヨーロッパの博物館めぐり <http://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/framdl/mdl.html>

パリ自然史博物館・進化大展示館 | ヨーロッパの博物館めぐり <https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/fragge/gge.html>

同・古生物学比較解剖学展示館 | ヨーロッパの博物館めぐり <https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/data/euromuse/fragpa/gpa.html>

2) ロシア

国王のコレクションが一般公開される。革命によって財産を一般公開した部分がある

エルミタージュ美術館 <https://www.hermitagemuseum.org/wps/portal/hermitage?lng=en> 英語 戦時のため接続悪い

1700年代後半 エカチェリーナ2世（在位1762-96）が絵画や工芸品を冬宮に収集

1863 宮廷関係者や一般公開が始まる

1917 ロシア革命（10月革命）により王室財産をソビエト政府の所有とし一般公開

クンストカメラ（ピョートル大帝記念人類学・民族学博物館） <http://www.kunstkamera.ru/en/> 英語 戦時のため接続悪い

ドイツ語 Kunst 芸術技術+kammer 倉庫、英語でいえば Art chamber。1714 ピョートル1世が創設

1728まで 範囲不明ながら外部に公開される

3) ドイツ

19世紀のドイツは小国が分立。プロイセンでは革命ではなく勅令（＝王の命令）で博物館を設立
プロイセン国王のコレクション→国立美術館建設の勅令（1810） 勅令は国王の命令

1830 ベルリン国立美術館（群）開館 <https://www.smb.museum/en/home.html> 英語

四大博物館の大きさ比較。右上はオホーツクキャンパス いずれも Google Map より



いずれも例も王族や貴族の私的財産（プライベートコレクション）が公共の所有またはアクセス可能な存在（パブリックコレクション）に転化した例である。博物館は特権階級の私有財産を公共物にする役割をはたした

4. 日本への導入

1) 博物館という言葉

幕末に条約交渉のためにヨーロッパ諸国を訪問した文久遣欧使節団（1861-1862）が著名博物館を見学視察団の通訳として同行した福沢諭吉が『西洋事情』（1866）*で「博物館」と紹介し広まった

2) 博物館と博覧会を同時に持ち込んだ

博物館と博覧会はよく似た響きである。使節団は開催中であったロンドン万国博覧会も見学、『西洋事情』で「博覧会」として紹介された。しかも博物館に続く項目であった。ヨーロッパを起源にした近代博物館は、日本には幕末に紹介され、しかも博覧会と一対のものとする理解であった。

*西洋事情. 初編. 慶應義塾大学メディアセンターデジタルコレクション <http://dcollections.lib.keio.ac.jp/en/fukuzawa/a02/3>
pdfは検索が可能。博物館や博覧会の記述は、「博物館」や「博覧会」で検索するとよい

博物館は世界中の物産古物を集めて人に示し、見聞を博くするために設けるものなり（94p）

世界中に布告して各その国の名産便利の器械、古物奇品を集め万国の人に示すことあり、これを博覧会と称す（96p）

3) 日本の王侯貴族の資料の開放

日本でも明治以降に皇室財産が博物館に展示されることや、戦後になって皇室から国に移管された資料、将軍家や藩主の所有資料が博物館で展示公開される例も多い。私有資料 private collection(s) が博物館として再出発あるいは博物館で公共資料 public collection(s) として公開されている。所有権は原所有者のままのこともある。正倉院>戦後は宮内庁が所管>宝物は御物 [ぎょぶつ] *のまま奈良国立博物館「正倉院展」に出品。秋に開催。

https://www.narahaku.go.jp/exhibition/special/202010_shosoin/

宝物は御物であるので法の対象外。文化財保護法による重要文化財や国宝には未指定。ただし正倉の建築そのものは世界遺産「古都奈良の文化財」登録のために国宝に指定された。

法隆寺>明治初期：皇室に寄贈>御物のまま収蔵展示>戦後：国に移管>東京国立博物館法隆寺宝物館

https://www.tnm.jp/modules/r_exhibition/index.php?controller=hall&hid=16

皇室財産>昭和天皇の没後：国（宮内庁）に移管>三の丸尚蔵館 <https://shozokan.nich.go.jp/>

徳川家（尾張）>徳川美術館（私立） <https://www.tokugawa-art-museum.jp>

伊達家>仙台市博物館（公立） <https://www.city.sendai.jp/museum/>

*御物 天皇家の所有物。正倉院の宝物は世界最古級の伝世品 [でんせいひん]

伝世 後世に伝えること。代々受け継ぐこと（デジタル大辞林）。発掘調査によって土中から見つかる出土品に対する言葉。

5. 博物館の定義

1) ICOM（イコム [ラテン語読み] またはアイコム [英語読み]、国際博物館会議）の定義

International Council of Museums <https://icom.museum/en/>

ICOMは博物館に関する唯一の全世界的組織。NGO（Non-Governmental Organization 非政府組織）である。公用語は仏英西の3が国語。ICOMによる博物館の定義の最新版は、2022年8月に採択された。

新しい博物館定義、日本語訳が決定しました | ICOM日本委員会 <https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/>

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

ICOMプラハ大会で採択された定義（英文、ICOMの公用語は仏英西の3つ）

A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability. They operate and communicate ethically, professionally and with the participation of communities, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.

ICOMウェブページ pdf 427 KB <https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/museum-definition/>

2) 日本の博物館法 https://elaws.e-gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000285

日本の博物館法では第2条で博物館を定義している。

（定義）第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研

究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

要点は、資料の収集、保管、展示、教育的配慮、一般公衆の利用、資料に関する調査研究、機関、登録

3) ユネスコの勧告

ユネスコ（UNESCO United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization 国際連合教育科学文化機関）は国際連合（国連、UN）の専門機関、国際機関である。公用語は英仏西露中アラビアの6カ国語

○博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告（1960年勧告）

和訳 <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/004.pdf>

原典英文 <https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-concerning-most-effective-means-rendering-museums-accessible-everyone>

「博物館」とは、各種方法により、文化価値を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ拡充すること、特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的、歴史的、科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする

○ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（2015年勧告）

和訳 https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/UNESCO_RECOMMENDATION_JPN.pdf 181 KB

原典国連公用6カ国語 <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331>

ミュージアムという語は、「社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの」（1-4）と定義される

4) 近代博物館の定義の共通事項

資料の収集、保存、展示、教育、調査研究、非営利、恒久的、一般公開、楽しみ。現役の宗教施設は除外、なぜなら「一般公衆の利用」「公衆に開かれている」が不完全だから。

以上が戦後から現在に至る博物館の定義の共通した了解事項といえる

【レポート2】

課題：「お城は博物館ですか」という質問に回答する

本日の授業内容で回答可能です。参考資料は何を用いてもかまいません

注意事項：参考資料の文章を利用するときは、回答全体の文体を統一すること

提出方法：農大メールの本文として記述する。添付ファイルにしない。また、次の約束を守ること。

件名：博物館概論レポート2 *「2」は全角

本文：1行目：署名欄とし、学科 学籍番号 [半角] 氏名（よみがな）とする。1行に収める

2行目：回答内容を簡潔に示すタイトルとする。他のことは記さない。1行におさめる

3行目：レポート本文は3行目から始める

文字数：本文400字以下のこと。空白行など不要です。

提出先：教員のアドレス y3uni@nodai.ac.jp

提出期限：5月6日（火）正午 遅れた場合も提出してください。減点しますが評価対象です